

HSE株式会社※「(仮称)阿武風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年9月1日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)阿武風力発電事業環境影響評価方法書について、HSE株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、山口県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

※ 令和3年7月1日付けで日立サステナブルエナジー株式会社から社名変更

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：山口県阿武郡阿武町
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大54,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年 7月 2日
環境大臣意見受理	令和2年 9月10日
経済産業大臣意見発出	令和2年 9月28日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年 1月28日
住民意見の概要等受理	令和3年 6月 8日
山口県知事意見受理	令和3年 8月10日
経済産業大臣勧告発出	令和3年 9月 1日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、須之内
電話03-3501-1742（直通）

H S E 株式会社「(仮称) 阿武風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 水質の調査に当たっては、局所集中的な降雨の傾向も踏まえ、また、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺では、希少猛禽類であるクマタカの生息可能性が指摘されていることから、鳥類の調査に当たっては、センサス調査の実施や専門家等の助言を踏まえ、定量性が確保されるように適切な調査、予測及び評価を行うこと。
3. 工事の実施に伴い発生する廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、最終処分量、再利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を行うこと

(山口県知事からの意見書の写しを添付)